

契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

■クーリング・オフの手続きの手順

1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。

2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。



■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社 ××××□□営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
 埼玉県さいたま市〇区〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇 〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- ・訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等).....8日間
- ・電話勧誘販売.....8日間
- ・連鎖販売取引(マルチ商法).....20日間
- ・通信販売は、原則クーリング・オフができません。
- ・特定継続的役務提供(エステティックサロン、語学教室等).....8日間
- ・業務提供誘引販売取引(サイトビジネス商法等).....20日間
- ・訪問購入(いわゆる訪問買取).....8日間
- ◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

さいたま市 消費生活相談窓口

消費生活総合センター
 TEL 048-645-3421
 FAX 048-643-2247

相談受付/月曜～土曜日
 (祝休日、年末年始除く)
 相談時間/9時～17時
 ※ 受付は16時30分まで

岩槻消費生活センター
 TEL 048-749-6191
 FAX 048-749-6193

相談受付/月曜～金曜日
 (祝休日、年末年始除く)
 相談時間/9時～12時
 13時～17時
 ※ 受付は16時30分まで

浦和消費生活センター
 TEL 048-871-0164
 FAX 048-883-4893

相談受付/月曜～土曜日
 (祝休日、年末年始除く)
 相談時間/9時～17時
 ※ 受付は16時30分まで

日曜日の電話相談
 TEL 048-645-3421
 FAX 048-643-2247

相談時間/9時～16時
 (祝休日、年末年始除く)

消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。
 「これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか?」
 困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

お問い合わせ さいたま市消費生活総合センター TEL 048-643-2239 FAX 048-643-2247

このリーフレットは12,500枚作成し、1枚当たりの印刷経費は7円です。 令和3年12月作成

SNSで誘われて... もしかして悪質商法かも!

関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン



消費生活総合センター
 TEL 048-645-3421 FAX 048-643-2247
 浦和消費生活センター
 TEL 048-871-0164 FAX 048-883-4893
 岩槻消費生活センター
 TEL 048-749-6191 FAX 048-749-6193



さいたま市

ホームページ

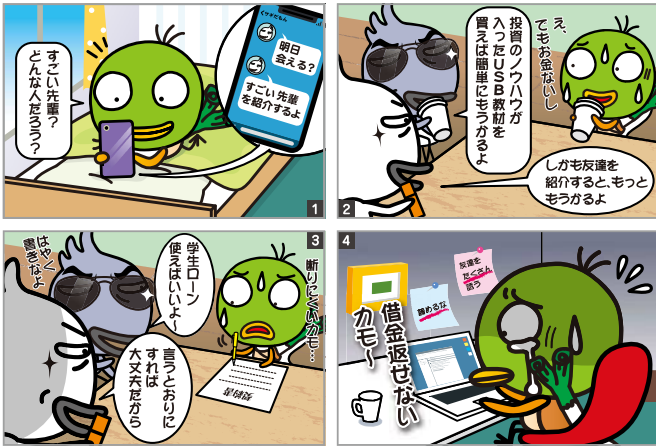
Q さいたま市消費生活総合センター

検索



ウマイ話には裏があるカモ…! 困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

■ マルチ商法・マルチまがい商法



販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法も増えています。

カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達や先輩から誘われても、きっぱりと断る!

こんな目にあってしまうカモ…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘する仕組みのため、今度はあなた自身が加害者に…

■ 架空請求・不当請求



「支払わないと法的手続きに入ります」などと根拠のないSMSを送り付けて連絡させようとする架空請求が多発。アダルトサイトなどでクリックしたら「登録完了」などの表示が出て、高額な料金を請求されるワンクリック請求もあります。

カモにならないために…

- 慌てて、電話やメールをしない。記載されているURLに安易にアクセスしない。
- 身に覚えのない請求には、応じない。
- 受信・着信拒否設定などの対策をとる。

こんな目にあってしまうカモ…

- 慌てて連絡すると、自分の個人情報を教えることになり、次々と連絡が来る。
- 一度でも支払うと、さらに支払いを請求してくる。

■ アポイントメントセールス



販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。

カモにならないために…

- 「あなただけ特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気や契約を結ばない!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後から「**無料セミナーを受けないか**」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座を強引に契約させられる。

■ ネット広告等をきっかけとしたトラブル



ネット広告を見て修理を依頼したところ、事業者から広告とかけ離れた高額な請求をされて、トラブルになるケースが見られます。

カモにならないために…

- 「500円～」などの表示がある場合、実際にはその価格より高額になる可能性があるため、表示内容をうのみにしない。
- 作業を依頼する前に、複数社の見積もりをとる。
- 事前に住宅メーカーや施工業者などに緊急時の対応について相談しておく。

